

## 集団化事業を実施する場合の主な要件

### (1) 計画作成主体

計画の作成主体は、事業協同組合、協同組合連合会（事業協同組合又は事業協同小組合のみを会員とするものに限ります。）です。

集団化事業を実施するためには、参加予定企業を組合員とする事業協同組合などを設立し、集団化計画を作成する必要があります。

### (2) 実施主体

実施主体は、次のとおりです。

事業協同組合

協同組合連合会

事業協同組合又は協同組合連合会の組合員又は所属員（以下、「組合員」と言います。）

である特定中小事業者等（特定中小事業者、企業組合又は協業組合）

### (3) 組合員数

集団化事業を実施するためには、組合員である特定中小事業者等の数が、原則として10人以上必要です。

ただし、次の特別の理由がある場合は、5人以上で実施することができます。

東京都の特別区や人口10万人以上の市で行われる場合であって、事業協同組合などの組合員の3分の2以上が集団化計画の作成の際に、特別区内や10万人以上の市内、又はそれら区域の近隣の市町村で事業を行っている場合

事業協同組合などの組合員の3分の2以上が小規模事業者である場合

商店街の区域又はその隣接地で行われる場合であって、既存の商店街の活性化に資すると認められる場合（1）

当該集団化事業の実施途上において、災害や経済事情などの著しい変動により、組合員である特定中小事業者等の数が10人未満となった場合

上記 から の他、地域の振興に資すると認められる場合（2）

(注)「1」の「既存の商店街の活性化に資すると認められる場合」及び「2」の「地域の振興に資すると認められる場合」については、26ページをご参照ください。

### (4) 施設の整備

すべての組合員が団地又は建物内部に特定施設を整備する必要があります。

なお、特定施設とは、事業協同組合などの組合員である資格事業を行うために必要な施設をいいます。

### (5) 特定施設の移転

組合員の3分の2以上が、これまで事業を行っていた特定施設の全部又は一部を移転しなければなりません。

ただし、次の特別の理由がある場合は、特定施設の移転の必要はありません。

当該集団化事業が、中小小売商業振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画又は中心市街地活性化法第7条第7項に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づく事業である場合

当該集団化事業の実施途上において、災害や経済事情などの著しい変動により、組合員の3分の2以上が特定施設の全部又は一部を移転することが困難になった場合  
上記 及び の他、特定施設の移転の必要がないと認められる場合（ 3 ）

（注）「 3 」の「特定施設の移転の必要がないと認められる場合」については、26ページをご参照ください。

#### （6）共同事業の実施

組合は、次のような共同事業を必ず行う必要があります。

ただし、共同事業を実施するための共同施設は必ずしも整備する必要はありません。

共同購買、共同加工、共同販売、共同受注、共同宣伝、商品又は技術等の開発、需要開拓、情報の収集・処理・提供、教育・研修など

#### （7）貸付対象施設

貸付けの対象となる施設は、土地、建物、構築物、設備（設備については、組合員の事業の共同化に寄与する設備又は組合員の出資により設立された組合員である共同出資会社の用に供する設備に限ります。）であって、資産計上されるものです。

なお、「組合員の事業の共同化に寄与する設備又は事業協同組合、組合員の出資により設立された組合員である共同出資会社の用に供する設備」とは、次のとおりです。

「組合員の事業の共同化に寄与する設備」とは、事業協同組合等が作成する共同化又は協業化計画に基づくものであって、次のいずれかの要件に該当するもの

ア 組合員である企業組合又は協業組合が他の組合員である特定中小事業者と事業の共同化又は協業化を推進するために行う当該企業組合又は協業組合の事業の用に供する設備であること。

ただし、当該企業組合又は協業組合と事業の共同化又は協業化を行う組合員は、当該企業組合又は協業組合の行う事業と同一部類に属する事業部門を廃止又は行わないものであること。

イ 集団化計画作成後に組合員等である特定中小事業者が事業の共同化又は協業化を図るために出資総額の3分の2以上を出資して設立した会社（ 4 ）であって、組合員等であるものが事業の用に供する設備であること。

ただし、出資する組合員は、当該会社が行う事業と同一部類に属する事業部門を廃止又は行わないものであること。

ウ 集団化計画作成後に組合員である特定中小事業者が事業の協業化を図るため合併して設立した会社（合併後存続する会社を含む。）（ 5 ）であって、組合員であるものが事業の用に供する設備であること。

「事業協同組合、組合員の出資により設立された組合員である共同出資会社の用に供する設備」とは、次の要件に該当する組合員である共同出資会社の事業の用に供するものであること。

ア 当該共同出資会社の行う事業が、集団化事業をより効果的に行うために必要と認められる事業であること。

イ 当該共同出資会社は、事業協同組合が出資し、かつ、その組合員の3分の2以上が出

資しているものであって、出資総額の3分の2以上を事業協同組合等及びその組合員が出資している特定中小事業者であること。

上記のイ及びの会社は、組合員数に含まないものとする。

(注)「 4 」及び「 5 」の「会社」については、27ページをご参照ください。

**(8) 長期間(1年以上の期間)賃貸を目的とする施設が貸付けの対象となる場合**

長期間賃貸を目的とする施設については原則として貸付けの対象となりませんが、事業協同組合等の組合員である特定中小事業者等の事業の用に供する特定施設として賃貸するもので、次の要件に該当する場合は、貸付対象となります。

賃貸を受ける者は、当該施設を他の第三者に賃貸するものでないこと。

賃貸を受ける者は、特定施設の移転の必要がないと認められる事業(24ページをご参照ください。)以外は特定中小事業者等であること。

賃貸を行う者は、当該団地組合の組合員である特定中小事業者等であること。

当該賃貸施設の規模が、賃貸を受ける組合員である特定中小事業者等の事業の用に供する特定施設として適切なものであること。

当該賃貸施設に係る契約の内容が、長期間にわたり借り受けることが可能であり、かつ、賃貸料その他の貸付条件が妥当であると認められるものであること。

(1)「既存の商店街の活性化に資すると認められる場合」とは、次の、のいずれかに該当する場合をいいます。

次の要件を満たした集団化事業(商店街パティオ事業)

ア 共同施設としてのテラス、憩いの場、小公園又は広場を整備するものであること。

イ 組合員の3分の2以上が小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者、企業組合又は協業組合であること。

空き店舗等活用して行われる集団化事業であって、次の要件を満たしたもの

ア 中小小売商業振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画又は中心市街地活性化法第7条第7項に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づくもの

イ 組合員の3分の2以上が小売商業又はサービス業を行う特定中小事業者等であること。

(2)「地域の振興に資すると認められる場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

以下のいずれかの地域において整備される場合

ア 過疎地域自立促進特別措置法第2条に規定する過疎地域内

イ 半島振興法第2条に規定する半島振興対策実施地域として指定された地域内

ウ 農村地域工業等導入促進法第5条の規定に基づき工業等導入促進地区として定められた区域内

エ 沖縄県の区域内

地域産業集積活性化法の承認を受けた事業協同組合など又はその組合員が、同法に規定する承認高度化等円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る特定基盤的技術の高

度化等のための措置又は承認進出円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る特定分野への進出を協同して行う場合

以下のいずれかに該当する場合

ア 都道府県や市町村が作成する地域の振興に関する計画に基づいて実施されるもの

イ 都道府県や市町村が地域の振興に資すると認めるもの

- ( 3 ) 「特定施設の移転の必要がないと認められる場合」とは、次に該当する場合をいいます。

地域産業集積活性化法の承認を受けた事業協同組合など又はその組合員が、同法に規定する承認高度化等円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る特定基盤的技術の高度化等のための措置又は承認進出円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る特定分野への進出を協同して行う場合

- ( 4 ) 「組合員である特定中小事業者が事業の共同化又は協業化を図るために出資総額の3分の2以上を出資して設立した会社」のうち、次の要件のいずれかに該当する場合は、貸付けの対象となりません。

出資の直前において、出資者相互間において、いずれか一の法人又はその役員が所有する他のすべての法人の株式数又は出資金額の合計額がそれぞれ当該他のすべての法人の発行済株式の総数又は出資金額の50%以上である出資

出資の直前において、出資者であるすべての法人のそれぞれの発行済株式の総数又は出資金額の50%以上が同一の株主、社員若しくは出資者又はその役員の所有に属している出資

- ( 5 ) 「組合員である特定中小事業者が事業の協業化を図るため合併して設立した会社（合併後存続する会社を含む。）」のうち、次の要件のいずれかに該当する場合は、貸付けの対象となりません。

合併の直前において、被合併法人と合併法人との間（新設合併の場合は、当該合併により消滅する法人の相互間。）において、いずれか一の法人又はその役員が所有する他の法人（新設合併の場合は、他のすべての法人。）の株式数又は出資金額の合計額が当該他の法人の発行済株式の総数又は出資金額の50%以上である合併

合併の直前において、被合併法人と合併法人（新設合併の場合は、当該合併により消滅するすべての法人）の発行済株式の総数又は出資金額の50%以上がともに同一の株主、社員若しくは出資者又はその役員の所有に属している合併